

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 件 名 北海道農政事務所グループウェアのバージョンアップ及び継続ライセンス等の調達
- (2) 業 務 の 仕 様 等 入札説明書による
- (3) 履 行 期 限 平成22年4月9日
- (4) 履 行 場 所 北海道農政事務所

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」及び「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 本システムの運用に係る迅速な保守体制が整備されており、運用システムのアフターサービス、補修及びその他技術的な問い合わせ等の対応が自社の責任において円滑に行い得る者及び、国際標準化機構ISO27001の認証取得事業者又は、財団法人日本情報処理開発協会のISMS認証基準（Ver2.0）によるISMS認証取得事業者（プライバシーマーク使用許諾事業者）のいずれかを取得していること。
- (5) 入札説明書5に示す書類を提出できる者であること。
- (6) 北海道農政事務所長から北海道農政事務所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成18年3月30日付け17北農第1985号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札方法

入札金額は、仕様書等に記載する作業等に関する経費等、履行に要する一切の諸経費を含めて見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 北海道農政事務所経理課用度係
- (2) 日 時 平成22年3月5日～平成22年3月18日（ただし、行政機関の休日を除く。）
午前9時～午後5時

5 証明書等の審査

入札説明書に基づいて作成した証明書等を支出負担行為担当官が審査し、競争参加資格があると認められた者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

6 証明書等の提出場所及び提出期限

上記2の(5)に定める証明書の提出場所及び提出期限は、以下のとおりとする。

- (1) 提 出 場 所 北海道農政事務所経理課用度係
- (2) 提 出 期 限 平成22年3月19日 午前11時

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 北海道農政事務所4階会議室
- (2) 日 時 平成22年3月23日 午前10時

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金 免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書の作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

平成22年3月4日

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 大杉 武博

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第2号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/>）をご覧ください。